

第 21 号議案

一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成 19 年条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「平成 14 年法律第 48 号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「及び」を「、第 4 条、第 6 条第 2 項並びに」に改め、「第 7 条第 1 項」の次に「及び第 2 項」を加え、「専門的な知識経験を有する者」を「職員」に改める。

第 2 条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(職員の任期を定めた採用)」を付し、同条の次に次の 2 条を加える。

第 2 条の 2 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(任期の特例)

第 2 条の 3 法第 6 条第 2 項に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 前条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条の規定により任期を定めて採用された職員の任期を延長することが必要な場合であって、同条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないとき。
- (2) あらかじめ3年を超える任期を定めて従事させる必要がある業務に従事させる場合

第3条中「前条」を「第2条又は第2条の2」に、「当該職員」を「当該任期付職員」に改める。

第4条の見出し中「特別区人事委員会規則」を「人事委員会規則」に改め、同条中「第2条」の次に「及び第2条の2」を加え、「特別区人事委員会規則」を「人事委員会規則」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(職員の給与に関する条例の適用除外)

第4条 職員の給与に関する条例(昭和26年条例第19号)第6条第2項から第7項までの規定は、第2条の2の規定により任期を定めて採用された職員(特別区人事委員会規則(以下「人事委員会規則」という。)で定める職員を除く。)には適用しない。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(提案理由)

任期付職員の採用制度を拡充するほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 22 号議案

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する条例(昭和 27 年条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「条例は」を「条例は、」に改め、「反する休職」の次に「及び降給」を加え、「及び休職」を「、休職及び降給」に、「手続き」を「手続」に改める。

第 2 条の見出し中「休職」の次に「及び降給」を加え、同条中「外」を「ほか」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 職員の勤務実績がよくない場合においては、その意に反して、これを降給することができる。

第 3 条の見出し中「及び休職」を「、休職及び降給」に改め、同条第 1 項中「できる場合」の次に「又は前条第 2 項の規定により職員を降給することができる場合」を加え、「基き」を「基づき」に改め、「明らかな場合」の次に「であつて、指導その他の人事委員会規則に定める措置を行つたにもかかわらず、なお勤務実績が改善されない場合において、必要があると認められるときに限るもの」を加え、同条第 4 項中「又は休職」を「、休職又は降給」に改め、同条第 5 項中「前条」を「前条第 1 項」に、「基き」を「基づき」に、「手続き」を「手続」に改める。

第 4 条第 4 項中「第 2 条」を「第 2 条第 1 項」に改める。

第 7 条を第 9 条とし、第 6 条の 2 を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

(降給の効果)

第7条 第2条第2項の規定により職員を降給する場合におけるその者の号給は、降給した日の前日に受けていた号給より3号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の上位3号給以内の号給である場合にあつては、当該最低の号給）とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の職員の分限に関する条例第2条第2項及び第7条の規定は、この条例の施行の日以後の職員の行為に係る降給について適用する。

（提案理由）

職員の意に反する降給の事由等を定めるほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 23 号議案

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 16 年条例第 3 号）の一部を
次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 10 号を第 11 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 一般社団法人大田観光協会

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

職員を派遣することができる公益的法人等に、一般社団法人大田観光協会を加
えるため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 24 号議案

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 10 年条例第 43 号）の一部
を次のように改正する。

第 1 条中「第 24 条第 6 項」を「第 24 条第 5 項」に改める。

付 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法の改正に伴い、規定を整理するため、条例を改正する必要がある
ので、この案を提出する。

第 25 号議案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 号中「第 39 条第 3 項」を「第 39 条第 5 項」に改める。

付 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

地方公営企業法の改正に伴い、規定を整理するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 26 号議案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項中「標準的な」を削り、「人事委員会が定める」を「別表第 6 に掲げる等級別基準職務表に定めるとおりとする」に改め、同条第 4 項中「すべて」を「全て」に、「前項の」を「前項に規定する等級別基準職務表及び」に改める。

第 6 条の見出し中「、昇格及び昇給」を「及び昇格昇給等」に改め、同条第 8 項中「第 5 項まで」の次に「及び第 7 項」を加え、同項を同条第 9 項とし、同条中第 7 項を第 8 項とし、第 6 項の次に次の 1 項を加える。

7 職員を降給させる場合におけるその者の号給は、職員の分限に関する条例（昭和 27 年条例第 7 号）第 7 条の規定に基づき、当該職員が降給した日の前日に受けていた号給より 3 号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の上位 3 号給以内の号給である場合にあっては、当該最低の号給）とする。

第 6 条の 3 中「第 6 条第 7 項」を「第 6 条第 8 項」に改める。

第 12 条第 2 項第 2 号中「別表第 6」を「別表第 7」に改める。

第 19 条の 2 第 1 項第 3 号中「（昭和 27 年条例第 7 号）第 2 条」を「第 2 条第 1 項」に改める。

第 21 条の 3 第 2 項中「（昭和 37 年法律第 160 号）第 14 条又は第 45 条」を「（平成 26 年法律第 68 号）第 18 条第 1 項本文」に改める。

第 22 条の 2 第 2 項中「別表第 7」を「別表第 8」に改める。

付則に次の 1 項を加える。

- 12 別表第 6 の規定の適用については、当分の間、同表アの部 3 級の項中「主任主事の職務」とあるのは「主任主事の職務又は特に高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う係員の職務」と、同部 4 級の項中「係長、担当係長又は主査の職務」とあるのは「係長、担当係長若しくは主査の職務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う主任主事の職務」と、同部 5 級の項中「総括係長の職務」とあるのは「総括係長の職務又は困難な業務を処理する係長、担当係長若しくは主査の職務」と、同表イの部 2 級の項中「技能主任の職務」とあるのは「技能主任の職務又は高度の技能若しくは経験を必要とする業務を行う係員の職務」と、同部 3 級の項中「技能長の職務」とあるのは「技能長の職務、困難な業務を処理する技能主任の職務又は特に高度の技能若しくは経験を必要とする業務を行う係員の職務」と、同部 4 級の項中「統括技能長の職務」とあるのは「統括技能長の職務又は困難な業務を処理する技能長の職務」と、同表エの部 4 級の項中「係長、担当係長又は主査の職務」とあるのは「係長、担当係長若しくは主査の職務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う主任主事の職務」と、同表オの部 4 級の項中「係長、担当係長又は主査の職務」とあるのは「係長、担当係長若しくは主査の職務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う主任主事の職務」とする。

別表第 6 を次のように改める。

別表第 6（第 5 条関係）

等級別基準職務表

ア 行政職給料表（一）等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	係員の職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務

3級	主任主事の職務
4級	係長、担当係長又は主査の職務
5級	総括係長の職務
6級	課長、担当課長又は副参事の職務
7級	統括課長の職務
8級	部長、担当部長又は参事の職務

イ 行政職給料表（二）等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	係員の職務
2級	技能主任の職務
3級	技能長の職務
4級	統括技能長の職務

ウ 医療職給料表（一）等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	係長、担当係長又は主査の職務
2級	課長、担当課長又は副参事の職務
3級	部長、担当部長又は参事の職務

エ 医療職給料表（二）等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	係員の職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務
3級	主任主事の職務
4級	係長、担当係長又は主査の職務
5級	総括係長の職務
6級	課長、担当課長又は副参事の職務
7級	統括課長の職務

オ 医療職給料表（三）等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	係員の職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務
3級	主任主事の職務
4級	係長、担当係長又は主査の職務
5級	総括係長の職務
6級	課長、担当課長又は副参事の職務
7級	統括課長の職務

別表第7を別表第8とし、別表第6の次に次の1表を加える。

別表第7（第12条関係）

職員の区分 自転車等の片道の使用距離の区分	1 2及び3以外の職員	2 通勤不便な勤務庁に勤務する職員で人事委員会が定める事由に該当するもの	3 身体に障害を有する職員で人事委員会が定めるところにより通勤が困難であると認められるもの
	円	円	円
5キロメートル未満	2,600	3,900	4,500
5キロメートル以上 10キロメートル未満	3,000	5,300	6,200
10キロメートル以上 15キロメートル未満	5,000	8,100	9,600
15キロメートル以上 20キロメートル未満	7,000	10,900	13,000
20キロメートル以上 25キロメートル未満	9,000	13,700	16,400
25キロメートル以上 30キロメートル未満	11,000	16,400	19,800
30キロメートル以上 35キロメートル未満	11,000	17,700	23,200
35キロメートル以上 40キロメートル未満	13,000	20,100	26,600
40キロメートル以上	13,000	22,500	30,000

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
（降給の場合における行政職給料表（二）の改正に伴う経過措置の取扱い）
- 2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成19年条例第69号）付則第2項及び第3項の規定により人事委員会が定める給料月額を受けている職員のうち、人事委員会が定めるもののこの条例による改正後の職員の給与に関する条例第6条第7項の規定を適用した場合の給料月額については、人事委員会が定める。

(委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会
が定める。

(提案理由)

地方公務員法の改正に伴い、等級別基準職務表を定めるほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 27 号議案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 11 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 24 条第 6 項」を「第 24 条第 5 項」に改める。

付 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法の改正に伴い、規定を整理するため、条例を改正する必要がある
ので、この案を提出する。

第 28 号議案

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和 32 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 4 項中「（昭和 37 年法律第 160 号）第 14 条第 1 項又は第 45 条」を「（平成 26 年法律第 68 号）第 18 条第 1 項本文」に改める。

付 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

行政不服審査法の改正に伴い、規定を整理するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 29 号議案

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 職員の旅費に関する条例（昭和 26 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする。

第 2 条 職員の旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第 24 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とする。

付 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

旅行雑費の支給範囲を見直すため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 30 号議案

職員の結核休養に関する条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

職員の結核休養に関する条例を廃止する条例

職員の結核休養に関する条例（昭和 50 年条例第 30 号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による廃止前の職員の結核休養に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定により休養中の職員（旧条例別表に規定する普通休養期間に係るものに限る。）については、当該職員に適用されている普通休養期間から当該職員が既に休養した期間を控除した期間内に限り、なお従前の例による。この項前段の規定の適用を受けたことにより当該休養に引き続いて休養中の職員についても同様とする。

（提案理由）

結核性疾患を取り巻く状況の変化に伴い、結核休養制度を廃止するため、条例を廃止する必要があるので、この案を提出する。